

総財企第54号  
平成22年3月19日

東京都知事  
殿  
関係指定都市市長

総務事務次官

地下鉄事業経営健全化対策実施要領の一部改正について（通知）

地下鉄事業経営健全化対策実施要領については、「地下鉄事業経営健全化対策実施要領の一部改正について」（平成21年5月19日付け総財企第71号）によりその一部を改正したところですが、今般、その一部を別紙のとおり再度改正したので通知します。

# 地下鉄事業経営健全化対策実施要領

## 第1 目的

この要領は、地下鉄事業を経営する団体が不良債務の計画的解消及びその発生の抑制その他地下鉄事業の経営健全化を促進することにより、地下鉄事業における安定的かつ良質なサービスの提供の確保に資することを目的とする。

## 第2 対象団体

この対策の対象となる地方公共団体は、経営健全化のための努力の徹底等により不良債務の計画的解消及びその発生の抑制を図ることが可能な地下鉄事業を経営する地方公共団体であって、次の（1）又は（2）に該当するものとする。

（1）次の①から④までの要件を満たす地下鉄事業を経営する地方公共団体（以下「1号団体」という。）

- ① 地下鉄事業の経営健全化に関する計画（以下「地下鉄事業経営健全化計画」という。）を策定し、当該計画に基づき地下鉄事業の経営の健全化のために必要な措置を講じていること。
- ② 地下鉄事業経営健全化計画に定める計画期間の直前の事業年度（以下「基準年度」という。）の末日において不良債務額（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）附則第9条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第43条に定める不良債務の額から基準年度において支出予算執行済となった建設改良費の財源に充てられるべき企業債で未借入又は未発行の額を控除した額をいう。以下同じ。）を有すること。
- ③ 基準年度の末日における不良債務額と同日における資本費負担緩和債の発行残高の合計額を基準年度の営業収益（受託工事収益を除く。）で除して得た数値が2.0以上であること。
- ④ 地下鉄事業経営健全化計画に基づく必要な措置を講じることにより、当該計画の期間中に償却前営業収支（営業収益から営業費用（減価償却費を除く。）を控除した額をいう。以下同じ。）の額を基準年度のそれに比して5%以上向上させることが確実と見込まれること。

（2）地下鉄事業について健全化法第23条に規定する経営健全化計画（以下「経営健全化計画」という。）を定める地方公共団体であって、経営健全化計画の期間中に償却前営業収支の額を、当該期間の直前の事業年度の営業収益の1%に計画期間の年数を乗じて得た額を加算した額以上に向上させることが確実と見込まれるもの（以下「2号団体」という。）

### 第3 手続き、地方財政措置等

#### 1 1号団体

##### (1) 地下鉄事業経営健全化計画の策定

- ① 第2(1)に掲げる1号団体の要件に該当する団体で、地下鉄事業経営健全化計画に基づく措置を講じようとする地方公共団体は、地下鉄事業経営健全化計画を策定する前にその旨を総務大臣に申し出た上で、当該地下鉄事業経営健全化計画を定めるものとする。
- ② 地下鉄事業経営健全化計画は、地下鉄事業が自己努力を基本としつつ、一般会計からの出資による支援を受けて、不良債務の計画的解消及びその発生を抑制を図るように、次の事項について定めるものとする。

ア 経営健全化に当たっての基本方針

イ 地下鉄事業経営健全化計画期間（10年度を超えないものとする。）

ウ 各年度の不良債務解消計画（経営健全化対策に伴う一般会計からの出資見込額を含む。）

エ 収益的収支及び資本的収支の年度別計画（旅客運輸収益及び営業費用の年度別計画を含む。）

オ 経営健全化に必要な具体的措置

カ 達成すべき経営指標の目標値

##### (2) 地下鉄事業経営健全化団体の指定等

- ① 地下鉄事業経営健全化計画は、地下鉄事業を経営する地方公共団体の長が、地下鉄事業管理者の作成する資料に基づいて策定し、総務大臣に提出するものとする。
- ② 総務大臣は、当該計画が妥当なものであり、その実施が十分に確保されると認められた場合は、当該地下鉄事業経営健全化計画を提出した地方公共団体を地下鉄事業経営健全化団体として指定するものとする。
- ③ 地下鉄事業経営健全化団体の長は、地下鉄事業経営健全化計画に従って予算を調整するとともに、地下鉄事業管理者に対して、当該計画の達成のため必要な協力を行うものとする。
- ④ 地下鉄事業経営健全化団体の地下鉄事業管理者は、地下鉄事業経営健全化計画に従って業務を遂行するものとする。
- ⑤ 地下鉄事業経営健全化団体の長は、地下鉄事業経営健全化計画と前年度までの実績との関係を明らかにした経営健全化の実施状況を毎年6月末日までに総務大臣に報告するものとする。また、当該年度に係る地下鉄事業経営健全化計画の実施見込みを毎年9月末日までに総務大臣に報告するものとする。ただし、地下鉄事業経営健全化計画の実施初年度については地下鉄事業経営健全化計画の実施見込みの報告は要しない。

- ⑥ ⑤の報告を受けた総務大臣は、経営健全化達成のために必要があると認めるときは、地下鉄事業経営健全化団体に対し必要な措置を講ずることを要請し、又は必要な助言をすることができる。
- ⑦ 地下鉄事業経営健全化団体が経営の健全化を完了した場合においては、実施状況の報告の際に併せてその旨を総務大臣に報告するものとする。
- ⑧ この要領に基づく地下鉄事業経営健全化団体の指定は、平成16年1月30日までに地下鉄事業経営健全化計画を総務大臣に提出した地方公共団体に対して、平成16年3月31日までに行うものとする。

### (3) 地下鉄事業経営健全化団体に対する財政措置等

- ① 地下鉄事業経営健全化計画に基づき不良債務の計画的解消及びその発生の抑制を目的として、計画期間中の各年度に一般会計から行う出資に要する経費のうち、次の要件を満たすものについては、地方債をもってその財源とすることができるものとする。
  - ア 当該出資金が、当該地方公共団体の財産として将来にわたり出資先に維持されるものであること。
  - イ 当該出資金が、企業債（資本費平準化債、地下鉄事業特例債及び資本費負担緩和債を除く。）の元金償還金及び建設利息に充てられていること。
  - ウ 基準年度の末日における不良債務額に2分の1を乗じて得た額を地下鉄事業経営健全化計画の期間の年度数で除して得た額及び地下鉄事業経営健全化計画の期間中の各年度に増加が見込まれる不良債務額に4分の1を乗じて得た額を限度とし、経営健全化に伴う経営努力の達成率（当該年度の前年度の決算上の旅客運輸収益を当該年度の前年度の決算上の営業費用で除して得た数値を、地下鉄事業経営健全化計画で設定された当該年度の前年度の旅客運輸収益を地下鉄事業経営健全化計画で設定された当該年度の前年度の営業費用で除して得た数値で除して得た数値をいう。）を勘案して得た額を合算した額の範囲内であること。
  - エ ウに基づく一般会計からの出資による繰入れの累計額が前事業年度の末日における地下鉄事業の繰入資本金の額を超えない額の範囲内であること。
- ② ①ウに規定する各年度に増加が見込まれる不良債務額から資本費平準化債の額及び①に規定する地方債を財源とした一般会計からの出資による繰入れの額を控除した額については、各年度の地下鉄事業の建設改良のための企業債に係る支払利息（建設利息及び地下鉄事業特例債の対象となるものを除く。）相当額を限度として資本費負担緩和債の対象とする。

### (4) 地下鉄事業経営健全化計画の変更等

- ① 地下鉄事業経営健全化団体の長は、災害その他特別の事情により地下鉄事業経営健全化計画を変更する必要があると認める場合には、新たに地下鉄事業経営健全化計画を策定し、総務大臣に提出するものとする。
- ② (2) ②の規定は地下鉄事業経営健全化計画の変更の場合に準用する。ただ

し、軽微な変更の場合は除くものとする。

- ③ 総務大臣は、計画変更が必要かつ適当なものであると認める場合は、当該変更後の地下鉄事業経営健全化計画をもって当該地下鉄事業経営健全化団体の地下鉄事業経営健全化計画とする旨、地方公共団体に通知するものとする。

また、総務大臣は、当該計画変更が必要かつ適当なものであると認めない場合は、その旨理由を添えて地方公共団体に通知するものとする。

#### (5) 地下鉄事業経営健全化団体の指定の取消し

総務大臣は、地下鉄事業経営健全化団体が地下鉄事業経営健全化計画に基づき解消すべき不良債務を解消しなかった場合など、地下鉄事業経営健全化計画に著しく反した経営がなされていると認められるときは、当該地下鉄事業経営健全化団体の指定を取り消すものとする。

## 2 2号団体

### (1) 2号団体に対する財政措置等

- ① 第2(2)に掲げる2号団体の要件に該当する団体で、経営健全化計画に基づき不良債務の計画的解消及び発生抑制を目的として、計画期間中各年度に一般会計から行う出資に要する経費のうち、次の要件を満たすものについては、地方債をもってその財源とすることができるものとする。

ア 当該出資金が、当該地方公共団体の財産として将来にわたり出資先に維持されるものであること。

イ 当該出資金が、企業債（資本費平準化債、地下鉄事業特例債及び資本費負担緩和債を除く。）の元金償還金及び建設利息に充てられていること。

ウ 経営健全化計画の期間中の各年度（初年度を除く。）に増加が見込まれる不良債務額に2分の1を乗じて得た額の範囲内であること。

- ② ①ウに規定する各年度に増加が見込まれる不良債務額から資本費平準化債の額及び①に規定する地方債を財源とした一般会計からの出資による繰入れの額を控除した額については、各年度の地下鉄事業の建設改良のための企業債に係る支払利息（建設利息及び地下鉄事業特例債の対象となるものを除く。）相当額を限度として資本費負担緩和債の対象となるものとする。